

第 111 回社会保障審議会介護保険部会(持ち回り開催)の概要について

令和 6 年 1 月 18 日

社会保障審議会介護保険部会長

菊池 馨実

第 111 回社会保障審議会介護保険部会における議題 1 「令和 6 年度 介護納付金の算定について (報告)」について、本委員会委員からは以下の意見があった。

(委員からのご意見)

委員名 (敬称略)	ご意見
栗田 主一	・特段の意見はない。
石田 路子	・特段の意見はない。
伊藤 悦郎	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度介護納付金の算定について (報告) をご報告いただき感謝する。 ・介護納付金については、現役世代の負担はすでに限界に達しており、介護給付費が年々増加していく中で、第2号介護保険料の上昇も見込まれる。 ・制度の安定性・持続可能性の確保、また現役世代の負担軽減に対する見直しを進めていくことはまったなしである。今般先送りされた利用者負担の2割となる「一定以上所得」だけではなく、3割負担 (現役並み所得) の判断基準など、より踏み込んだ給付と負担の見直しが不可欠であり、確実な検討・実施を強く要望する。 ・また、保険料を負担している第2号被保険者、各医療保険者の理解、納得を得るためには、第2号被保険者の保険料について、国の審議会という開かれた場で検討し、大臣が審議会の意見を聞いて全国一律の保険料率を設定するなど、透明性のある仕組み等に見直すことについて、今後ご検討いただきたいと考える。 ・このほか、被用者保険等保険者の介護納付金の算定に関しては、近年、概算納付金と確定納付金の差が大きくなっている。概算・確定の乖離ができる限り小さくなるよう、介護給付費の見込み方法等をよく検証していただきたい。 ※第2号被保険者1人当たり負担額は、令和4年度概算で81,948円、確定で69,904円
井上 隆	・特段の意見はない。

江澤 和彦	・特段の意見はない。
及川 ゆりこ	・特段の意見はない。
大石 賢吾	・特段の意見はない。
大西 秀人	・特段の意見はない。
小泉 立志	・第1号保険料と比較して、第2号保険料の伸率が上回っている（平成12年との比較では、1号保険料：第9期分は未確定であるが2.07倍、2号保険料：3.02倍）。第2号保険者の人口減少を考慮すれば、この状況は避けられないものと言える。ただし、第2号保険者の負担増に注目すると、介護保険制度自体の給付と負担に関して再考する時期が到来すると考えられる。
幸本 智彦	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の部会は、介護納付金の透明性確保の観点から報告を受ける趣旨であり、内容に異存ないが、あえて一言申し上げる。 ・資料1の5ページに記載のとおり、2024年度の第2号被保険者1人当たり保険料負担額は2000年度と比較して約3倍に増加している。 ・現役世代の負担増は、消費の低迷や将来不安を助長する面もあるので、これを成り行き任せにはならない。こどもを産み育てる現役世代の負担増抑制が強く求められている。 ・併せて、賃上げに向けて努力している事業主の負担増抑制も大きな課題であり、先送りとなっている利用者負担の見直しなどについて、しっかりと議論すべきである。
小林 司	・人口減少と高齢化が急速に進行している中、介護離職を防ぎ、誰もが安心して暮らし続けられるようにするために、将来にわたり介護サービスを担う人材を確保することが不可欠である。それと同時に、第2号保険料が上昇を続ける中、負担する被保険者の理解を得られるようにすることが重要であり、質の高い介護サービスの徹底や、質の担保を前提にした介護給付費の適正化などの取り組みを引き続き推進することが必要と考える。
小林 広美	・特段の意見はない。
座小田 孝安	・特段の意見はない。
笹尾 勝	・特段の意見はない。
佐藤 主光	・特段の意見はない。
染川 朗	・特段の意見はない。
津下 一代	・特段の意見はない。
鳥潟 美夏子	・資料1の5ページ、第1号保険料と第2号保険料の推移にあるとおり、介護保険料負担は増加の一途を辿っており、特に中小

	<p>企業及びその従業員にとって、現在の経済環境下では限界に達している。介護保険部会において、年々増加する第1号保険料の水準を現行水準に抑える観点から、低所得者に配慮しながら、被保険者の負担能力に応じた保険料の設定を行う案がとりまとめられたことは、妥当と考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方で、介護サービスの品質向上を図りながら介護保険制度の持続可能性を高めていくためには、更なる世代間・制度間・制度内での給付と負担のバランスの見直しが急務である。 ・従って、今回、残念ながら議論の先送りとなった2割負担の一定所得以上の判断基準の在り方について、改めて、第10期介護保険事業計画期間の開始前までに確実に結論を得ていただくようお願いする。
中島 栄	・特段の意見はない。
野口 晴子	・特段の意見はない。
橋本 康子	・特段の意見はない。
花俣 ふみ代	・特段の意見はない。
東 憲太郎	・特段の意見はない。
山本 則子	・特段の意見はない。

第 111 回社会保障審議会介護保険部会における議題 2 「令和 4 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果について（報告）」について、本委員会委員からは以下の意見があった。

(委員からのご意見)

委員名（敬称略）	ご意見
栗田 圭一	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明文にあるように「相談・通報及び施設等の虐待判断件数の増加要因については、令和 3 年度の運営基準改正において委員会の設置、指針の整備、研修の定期的な開催等を義務付けたこと等による取組の進展や、自治体による相談・通報窓口の周知等により、通報の必要性が定着してきていること」が関連している可能性がある。しかし、このことは発見されていない潜在事例が多いこと、特に施設においては（虐待判断件数も増加していることから）、可視化されていない虐待事例が相当数潜在していることを意味するものとして認識されねばならない。また、体制整備が進むほど把握事例が増えるということであるならば、今後体制整備の効果を評価するにはどうすればよいかについても検討されねばならない。 ・ 令和 3 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）を見ると、養介護施設従事者等による高齢者虐待の「被虐待高齢者の認知症日常生活自立度」（表 21）のデータに基づいて、「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者は 76.4%」と記されている（Ⅱ以上には「認知症はあるが自立度は不明」も含まれている）。しかし、このデータの分母には自立度が不明の者が 474 名（うち「認知症あり」220 名、「認知症の有無が不明：254 名」が含まれている。「認知症の有無が不明」の者を分母に含めて計算すると「認知症である者」の割合が過小評価されることになる。仮に「認知症の有無が不明：254 名」の者を分母から除外して計算しなおすと「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者の割合」は 93.9%となり、「自立度不明の者：474 名」を除くと 92.4%となる。令和 4 年度以降の報告書にはそのような計算の結果を掲載すべきであろう。養介護施設従事者等による虐待事例の 9 割以上が認知症高齢者であるという認識が必要であり、そのような観点から認知症高齢者が虐待される要因を分析し、その対策を考えていくという方向性が極めて重要

	である。
石田 路子	・特段の意見はない。
伊藤 悦郎	・特段の意見はない。
井上 隆	・特段の意見はない。
江澤 和彦	<ul style="list-style-type: none"> ・養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数が、高齢者虐待防止法施行後増えており、令和4年度は過去最多で2年連続増加している。 ・通報の必要性の定着の表れとも捉えられる一方で、虐待は決してあってはならない事案であり、虐待1件につき1人の人間の尊厳が踏みにじられている証でもあり、現場での虐待防止の取組強化は急務と考える。 ・施設においては、虐待や拘束を決して行わないという組織風土の醸成が求められ、取組の気づきを得るための外部研修受講の充実も必要と察するので、介護報酬改定等における取組強化にも期待している。 ・養護者による虐待も減少傾向に至っておらず、地域住民への啓発に加え、介護支援専門員や訪問系サービス従業員を交えたご家族のカンファレンスを行う仕組みの導入を検討すべきと考える。 ・厚労省の研究事業等において、訪問系サービスにおける身体拘束防止をテーマとした議論も行われており、好事例の周知や共有をお願いしたい。
及川 ゆりこ	<ul style="list-style-type: none"> ・日本介護福祉士会の会員を対象とした「運勢サポーターアンケート」によれば、 <ul style="list-style-type: none"> ①施設・事業所としての虐待防止、身体拘束適正化に向けての体制づくりは進められており、概ね従事者にも認識されていること ②一方で、不適切ケアやグレーゾーンな対応については、認識不足や判断の難しさがあること が、回答結果から読み取れる。 ・こうした状況を踏まえれば、適切なケアに向けて、介護職員等に対し、一層、倫理観の向上、虐待防止に向けた意識の醸成とともに、虐待や不適切ケア・グレーゾーンに対する理解促進のための周知等の取組が求められる。
大石 賢吾	・特段の意見はない。
大西 秀人	・特段の意見はない。
小泉 立志	・虐待に関する調査結果から見て、非常に残念な状況であり、私

	<p>たち事業の担い手は厳格な要因分析を実施し、未然防止に最大限の力を注ぐ必要がある。虐待の発生要因には、記載通り、教育・知識・介護技術の課題、ストレスによる感情コントロールの問題、組織風土や職員間の関係、管理体制などが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの要因が明確であっても、予防や防止措置が不十分なのは、本当の問題点がどこにあるのかという点に結びつく。そして、近年の虐待件数の増加は、新型コロナウイルス感染症の影響も大きいと考えられる。経営者によるマネジメントや職員の資質の向上・心のケアが課題となっていると思われる。
幸本 智彦	<ul style="list-style-type: none"> 養介護施設従事者や養護者等による虐待が、相談・通報件数、虐待判断件数ともに増加している。 通報とその必要性が定着してきたことで、これまで発覚していなかった虐待が顕在化した結果であると承知した。声を挙げにくい人たちに代わって行われる「通報」が消極化しないよう一層の工夫をお願いしたい。 他方、虐待自体が増加している可能性も否定できない。施設関係者・入居者双方に寄り添った管理方法も検討されたい。併せて、虐待防止に向け、引き続き必要な対応策を不断に検討・実施する必要がある。
小林 司	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果では、「養介護施設従事者等による虐待」「養護者による虐待」とともに相談・通報件数が過去最多となっており、また令和3年度の結果と比較して虐待の発生要因に大きな変化はなく、養介護施設従事者や養護者のストレスが多くを占めている。令和6年度介護報酬改定による高齢者虐待防止の取り組み強化を通じて、さらなる実態把握とともに、質や安全面を確保するために十分な介護職場の人員体制強化、利用者本人や家族への支援の充実を進める必要があると考える。 同時に、介護サービスの利用者やその家族から受けるハラスメントの未然防止をはかるため、国として広くハラスメントの根絶に向けた取り組みを引き続き強化するよう求める。
小林 広美	<ul style="list-style-type: none"> 特段の意見はない。
座小田 孝安	<ul style="list-style-type: none"> 特段の意見はない。
笹尾 勝	<ul style="list-style-type: none"> 特段の意見はない。
佐藤 主光	<ul style="list-style-type: none"> 特段の意見はない。
染川 朗	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果について

	<p>て、主な虐待の種別である5分類で集計されているが、再発防止に活用するには、例えば身体的虐待であれば暴力なのか身体拘束なのかや、身体拘束であればベルトや柵・ひも等による行動制限、介護衣やミトン型手袋の使用、立ち上がりを妨げるような椅子の使用、向精神薬の過剰服用、鍵付きの居室などへの隔離なのかなど、虐待の原因も含め可能な限り子項目に分類して集計した方が対策を講じやすいと考える。</p>
津下 一代	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待について、本部会にて調査結果を公表していただき感謝。 ・相談・通報件数が増加していることは、相談の体制が整ってきたことを示していると考えられ、今後も相談しやすい環境を作ることが重要と思われる。 ・養介護施設においては、研修などの充実のほか、閉鎖的な空間にならないよう、(感染症の状況が落ち着いた状況では)、家族や地域住民、ボランティアなども一緒に見守り、風通しのよい施設にすることが望ましいと考える。 ・養護者による虐待については、警察の介入を要している事案や死亡例などの重篤なケースもあり、周囲が早期に気づき介入できることが求められる。 ・虐待の発生要因として認知症をあげているが、「虐待の原因」として「認知症」のせいにしてよいかどうか。表記については検討が必要と思います。認知症高齢者や養護者に対する社会のサポート不足も発生要因としてとらえる必要があると考える。
鳥潟 美夏子	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の意見はない。
中島 栄	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の意見はない。
野口 晴子	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の意見はない。
橋本 康子	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待に関して、医療施設等ではどのような実態か知りたい。 ・虐待に関して、防止に役立てるため、場所、時間帯、職種、内容等を詳しく分析していく必要があると思う。
花俣 ふみ代	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の課題は介護労働者（養介護施設従事者等）と家族など介護者（養護者）によって、それぞれ共通する課題と異なる課題があると考ええる。 ・養介護施設従事者等については、介護を必要とする人たちを支えるみなさんがなぜ、虐待に至ってしまうのか、発生原因のトップを占める「教育・知識・介護技術等に関する問題」について、もっと掘り下げた調査、分析をしていただくことを希望す

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、介護現場にいるみなさんの教育・知識・介護技術を向上させるには、どのような対策が必要なのか、介護労働者の声も聴きながら、検討を進めていただくことを希望する。 ・養護者については、大きな要因となっている「被虐待者の認知症の症状」、「虐待者側の介護疲れ・介護ストレス」、「虐待者側の理解力の不足や低下」について、介護保険制度の支援は充分だったのか、あるいは介護労働者が関わっていても防止することができなかったのか、さらに分析をしていただきたい。 ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」は、法律名通り、1) 高齢者虐待の防止2) 高齢者の養護者に対する支援等の2つの柱から成り立っている。高齢者の養護者に対する支援等について、養護施設従事者に対しては当該施設や自治体が研修を行ったり、当該施設が従事者のメンタルヘルスに取り組んでいたりしている。しかしながら、養護者に対しては同様の取り組みが十分とは言い難く、介護家族の支援を含め今後さらに充実させる必要がある。介護労働者や介護家族等の多くは、決して好んで虐待をするわけではない。行き詰った場合や、孤立しがちな介護家族などへの相談先の拡充や対応・支援の充実をさらに強化していただくことを希望する。
東 憲太郎	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の意見はない。
山本 則子	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の予防、再発防止に向け、養護者や養介護施設従事者等への支援の拡充について、意見を申し述べる。 ・高齢者虐待の予防、再発防止は、高齢者の尊厳の保持、権利擁護の観点から、行政、関係団体・機関、各施設・事業所、そして国民一人ひとりが、それぞれの立場で取り組むべき極めて重要な課題である。 ・今回提示された資料では、被虐待者において認知症を有する方の割合が高いことが示されており、認知症の中核症状や行動・心理症状（BPSD）、症状別の対応等について養護者や養介護施設従事者に正しい理解を促すとともに、特に養護者に対しては介護に係る負担や不安を軽減する支援が必要であり、関係職種、関係機関において、専門的な立場からの支援が得られるような方策の充実について検討が必要と考える。 ・また、養護者による虐待の主要因である「介護疲れ・介護ストレス」を軽減する方策の一つとして、レスパイトケアの確保も重要である。介護サービスには緊急ショートステイの制度があ

	<p>るが、家族介護者の負担軽減を図るレスパイトケアが地域を問わず確実に受けられる仕組み、介護保険サービス事業者がニーズにより柔軟に対応できる仕組みについて、実状をふまえた検討が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none">・養介護施設従事者等による虐待防止に向けては、施設や事業所の組織マネジメントの質がきわめて重要であり、指導・管理的立場にある職員への教育・支援の拡充が課題の一つである。本会は「介護施設等における看護指導者養成研修」を実施しており、高齢者の尊厳の保持・権利擁護に必要な援助等を行うための専門的知識や技術の習得支援に取り組んでいる。今後もこれらの研修の活用等により高齢者権利擁護の取組みが地域差なく進められるよう、行政の協力も得て推進を図る必要があると考える。
--	--